

岩手県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により定めた次の地区に係る県営緊急防災等工事計画を変更した。

なお、同法第88条第19項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和7年10月16日から同年11月13日まで関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
後藤横川目地区	当該変更に係る県営緊急防災等工事計画書の写し	北上市役所